

六 化政期の藩政と農村社会

(二) 文化の変

藩主忠固の 六代藩主忠固（文化元年～天保十四年）は、播州（現兵庫県）の安志藩の小笠原氏出身である。
就官運動 寛政六年（一七九四）に五代藩主忠苗の養子となり、文化元年、忠苗の隠居にともない藩主となつた。藩主就任とともに、忠固は儒学者の上原与市を侍講として採用した。また、忠固は文化八年（一八一〇）に、朝鮮使節の応接の正使を幕府から命じられた。副使の播州龍野藩主脇坂氏とともに対馬に渡つて、その任務を果たした。この外交的な事業を終えてから、忠固は心中ひそかに幕府の老中職に就こうと考え、家老などにその意向を伝えた。ここに文化の変の発端があるとされている。

この文化の変は、「白黒騷動」とか、「小倉御家中騷動之事」・「戊年騷動」などいわれている。藩主忠固の野心が事の発端だとする記録は、「彦夢物語」・「豊前小倉聞書」のみであるが、この事件に関する記録は多い。主として『小倉市誌』の上巻と統編に掲載されていて、紹介しておくと「中村維良日記」（北九州市立博物館から刊行された『中村平左衛門日記』）、「黒田新続家譜」、「木村氏記録（小倉御家中騷動之事）」、「吉田澹軒漫録」、「豊前小倉聞書」、「戊年騷動記」、「彦夢物語」（豊前叢書第六卷）などである。これらの文献は色々な立場で書かれたものであるが、粉飾の多いものもあり、また伝聞・聞書の部分も多く、その真相を明らかに

することは容易ではない。

ここでは、「彦夢物語」と「豊前聞書」・「戊年騒動記」を参考にして述べたい。

藩主忠固は、老中に昇進したい希望をもつてゐることを家老らに伝えたところ、小笠原出雲（はじめ帶刀、当職一筆頭家老、財政担当）は反対、小宮四郎左衛門・伊藤六郎兵衛・大羽内蔵助・小笠原藏人は大いに賛同した。そこで、やむなく出雲は獵官運動に奔走し、幕閣に多額の贈賄を行つた。このために藩庫は底につき、文化十年（一八一三）には家臣の俸禄を二分の一支給、いわゆる「半知」となる有様となつた。結局、この獵官運動は金銀の浪費に終わり、朝鮮使接待の功で侍従に昇進しただけだつた。それでもなお、忠固は当家の家格である帝鑑問詰から、溜問詰の家格を望んで、さらに贈賄活動をさせた。そのうち、家臣の中で、出雲に追随する渋田見主膳・鹿島叶らが次第に専横な振る舞いにおよぶようになり、反対勢力を冷遇するようになつた。こうした中で、藩主の信任の厚かつた儒者の上原与市が、自分の権勢を築くべく、家老の二木勘右衛門・小笠原藏人・伊藤六郎兵衛・小宮四郎左衛門の四老を動かして、主流派の出雲と対立させようとした。こうして家臣団は二派に分かれて相争うようになった。

九月長崎奉行衆が大里を通過した際「小笠原太夫家中」の名称で落とし文（落書き）があつた。

こりや殿よ をのが昇進にまなこくらみ

国の困窮白川夜舟 大勢の人の恨みが数積で

とのあたまに いんま喰らいつく

と三の丸常盤藤右衛門の屋敷の堀にあり、また、城下門司口の堀には

亀殿が小石川からはいあがり

あんじ顔してをたまりはない

など（『戊年騒動記』『小倉市誌』上巻七一ページ）、中村平左衛門をして「去冬以来、恐れ多き次第の樂書（筆者注、落書き）これ有り、この烽火もこの悪党の仕業との世評」（文化十一年一月十四日）と記していく。落書きと狼煙などの騒動があつたことが知れわたつてていることが分かる。門司口の落書きは、忠固の幼名が亀吉で、小石川は父の信濃守の江戸屋敷をさし、またあんじは播州安志藩をさしている。安志藩から当家に養子に來たこと、溜問詰などにはなれないとあざけつてゐるのである。『中村平左衛門日記』の日付の日には、足立山にある吉見陣の烽火があがり、「言語道断の騒動」となつた。これは、これから表沙汰になつてくる文化の変の、庶民が最初に出会つた出来事なのである。騒ぎは、「虚火」として、片づけられて鎮静化したが、なお一層庶民の知らないところで小倉藩家中の内部分裂は不穏な状況にあつた。

文化十一年二月、小笠原藏人が家老に昇格した。三月には、家老の一人伊藤が上原を伴つて、藩主忠固に出雲の就官運動のやり方、家臣の困窮状態を訴えるべく、江戸へ出発した。しかし、藩主にも会えずにもなしく帰国している。ところが、七月に、突然、出雲が小倉へ帰国して、小宮・伊藤・小笠原の三家老と協議した。そして、再び江戸へ出発した。九月に、今度は藩主忠固が帰国してきた。

これを機に、国元の小宮・伊藤・小笠原の三家老は、出雲に従つて権勢を募つてゐる鹿島・渋田見・小笠原仲・絹川などを罷免するよう、忠固に要求したが受け入れられず、そこで次善の策として、渋田見を残して後の三人を退けるよう進言して受け入れられた。ところが、この渋田見が下城途中で襲撃され、やがて死

去するに至った。その間、主流派家臣はことごとく格下げされて、藩の中枢から追放された。ここに反主流派といわれる三家老の実権が確立した。

こうした国元の動きを察知した出雲は、急遽、江戸を出発して十一月ひそかに帰国し、藩主忠固と相談して、実権を旧に復すべく十一月十六日、城の鉄御門を閉鎖して、藩中枢から追放された者を再登用し、渋田見襲撃事件の糾明に乗り出した。その後、出雲による大がかりな肅清人事が行われた。

反主流派の脱國

このため反主流派は隣藩黒田領の黒崎宿へ出向いたが、この者たちを黒組、出雲に味方した者を白組という。「白黒騒動」はこのように名付けられた。十一月十六日に黒崎宿へ赴いた者の言い分・事情を第35表にした。各記録に共通している言い分けは、城門の鉄御門を閉鎖して、われわれ（反主流派）を締め出した出雲の強硬策に対しての反発となつてゐる。この鉄門とは本丸の南に大手門口、西に搦手口門があつて、その中に鉄門があり、「一般の臣下家中の者は鉄門より登城す」（『藩政時状記』『県資』第五輯六八二ページ）といわれる門を閉鎖した出雲の肅清行動に対する反発であつた。

出国した者は第36表のとおりである。これによると家臣八九人、従者を含めると三五八人となる。（他の資料でも同じぐらいの数である）。家臣団の約四分の一が出国したことになる。そして何よりも、家老が四人もおり、重臣も少なくない。「小笠原の家中は、信濃、下総古河、信州飯田・松本、明石、小倉で召し抱えられた者に大別できる。此の内、信州飯田・松本と小倉で召し抱えられた者は概して禄高が低かつた。上原の指導によつて黒崎に立ち退いた八九人を出身地別に見ると、

第3章 江戸時代

の親戚筋にあたる肥後	明石 信濃	小倉 三三三%
出国した理由は、当藩の趣旨を伝え、しばらく留まる便宜を請うた。	一三% 一七%	一三% 三三三%

第35表 黒崎宿に赴いた者（出国者）の言い分

出典	黒崎へ立ち退いた理由・事情
忠固公年譜草稿	小宮ら四家老を登城差し留め、最前退役の者どもにわかれに帰役、四家老ならびに近来役儀仰せつかつた者を退役にした。
中村維良日記	家老小宮四郎左衛門、同伊藤衛守、小笠原藏人、二木勘左衛門は登城差し留め、先日御役任命者は罷免、先日御役罷免者は復役、櫻御門と鉄御門をメ切り……言語道断之騒動
黒田新統家譜	四家老からの手紙で、「拙者ども残らず登城を止められ、城門を閉じて……人心に背きし者の取斗らい故、異変の形にて仕方なく黒崎へ罷越し」と黒崎から帰国後に伝えている。黒崎到着時は、「諫言承引なき故に國を出た」と伝えた模様。
木村氏記録	出雲と御家老の双方の個条書きを、忠固の前に差し出して対決、家老側は申し開きできず、帰宅途中で申し合わせて黒崎へ立ち退いた。
吉田澹軒漫録	出雲は家中不折り合いの理由を我々家老にありとし、頭立ちの者を転役させたら家中静謐するとして、賞罰処遇を断行し、我らの登城を困難にした。そこで、小宮宅で相談の上、出国を決意。
豊前小倉聞書	小宮四郎左衛門一人に登城の下命があり、小宮は登城して11月15日の転役等の賞罰処遇などを忠固に諫言したが受け入れられず。そこで小宮は同役家老衆へ相談すべく下城。その時点で城門を閉鎖。そこで家老衆が門番を通じ登城を申し入れたが受け入れられず、終には、家老衆の勤方は思し召しにかなはず、早々引き取り、慎みを命じられた。そこで家老衆は嘆息し、御家運も尽き果てりと出国を決意。
戊年騒動記	11月16日早朝、鉄御門をメ切り、猥りに通行させず、そして評定所で上原与市・直円之輔・大輪堅助らの取り調べの用意があった。そこで上原らは家老にすすめて、出国を決意させた。
彦夢物語	16日早朝、出雲は使者を四老によこし、「家老四人とも家老職を罷免する」旨を、その他の家臣らも遠慮を申し付け、鉄門を閉じて絹川らに警固させた。そこで、四家老とも登城に及んだが、入城を果たせず、小宮宅に彼ら一党結集し、善後策を論じた。上原は城に攻撃をかけるべしと主張した。長坂源兵衛は「君は三度諫めて用いざる時は、臣其の國を去るといえり」と主張し、一同に受け入れられ、出国を決意。

第36表 出國者の一覧表

祿高	役職	人名	年齢	祿高	人名	祿高	人名
1,000	家老	小宮四郎左衛門	60	300	二木金之助	300	柏木彦兵衛
1,000	ク	伊藤六郎兵衛	30	400	豊田六郎左衛門	300	大池寛助
1,500	ク	小笠原藏人	26	300	喜多村権右衛門	400	伊藤惣左衛門
1,500	ク	二木勘右衛門	32	200	大羽藤左衛門	200	福原権平
300	用人	小笠原鬼角	30	100	今沢三之助	100	平松多津馬
350	ク	伊藤勘解由	62	100	今沢丹弥	200	音野又左衛門
700	番頭	小笠原藤助	27	100	葛西新左衛門	150	菅野伝之助
700	ク	小笠原隼人	30	200	吉村恒左衛門	150	岩田平左衛門
400	ク	小笠原杢	不詳	100	鈴木百助	17	岸本五兵衛
300	ク	小笠原主水	30	150	喜多村右馬之助	4人扶持	香坂源左衛門
400	ク	高橋十兵衛	35	150	入江三郎兵衛	200	杉野熊太郎
700	ク	長坂源兵衛	34	100	勝野了助	5人扶持	奥弥太郎
500	ク	島立弥左衛門	50	100	近藤助之丞	300	天野伝十郎
600	ク	高橋主税	29	150	辻嘉左衛門	300	青木伝太
200	大目附	高田一学	28	350	牧野弥次右衛門	200	深谷権左衛門
150	ク	細野奥左衛門	40	250	中西勘五兵衛	300	市岡太郎左衛門
250	側役	鱒淵吉左衛門	35	250	富永清七郎	250	水上与次郎
300	ク	葉山仲之助	不詳	200	志津野平太	200	友松常助
	添番兼帶			10	熊谷彈助	15	原喜三次
530	寺社奉行	関口彦助	不詳	3人扶持	川崎三平	4人扶持	上田篤兵衛
	(町奉行兼帶)			20		12	
150	ク	伊藤奥(貞カ)右衛門	不詳	5人扶持	原丹吾	3人扶持	
200	大賄	上原(条カ)藤太	不詳	20			
200	勘定奉行	大輪健助	45				
200	ク	筧宇兵衛	47				
300	宗旨奉行	原庄右衛門	不詳				
300	旗奉行	平林源次郎	不詳				
500	ク	那須何右衛門	不詳				
200	船奉行	吉田由右衛門	不詳				
250	物頭	山崎新左衛門	不詳				
200	ク	岡村新五左衛門	不詳				
400	使番	林加治馬	不詳				
300	ク	小幡半之丞	不詳				

×89人

これに小宮四郎左衛門の嫡子 主税之助

二木勘右衛門の嫡子 儀右衛門を加へ

合計91人

其他の嫡子二男三男及家来等、後に馳加はりしものを加ふれば

無慮 358人の多き及べり。

祿高	役職	人名
10	書院番	岡与左衛門 柳瀬九蔵
3人扶持	2人	
18	儒者1人	上原与市(張本人也)
3人扶持		
3人	証文役	布施源太郎 松本清吉
	3人	鶴田八兵衛
組外		
11人		西玄袋 川村七郎右衛門 岡村五郎右衛門 田中定四郎 直円之助 早見順太 小畠仁助 早見新介 継橋忠助 村種吉 鳥羽悦右衛門

第3章 江戸時代

第37表 文化の変の略表

年月日	主流派の動き	反主流派の動き
文化8年(1811)	藩主忠固は朝鮮使節応接の正使に命じられ、その任務を成功させた後、心中密かに老中職を望み、その旨を重臣らに打診した。当職の小笠原出雲(はじめ帶刀)は反対、小宮四郎左衛門・伊藤六郎兵衛・大羽内蔵之助・小笠原藏人は賛同、そこで出雲の就官活動が開始された。	
文化10年(1813)	家臣の俸禄は半知になった(「彦夢物語」) 就官運動の成果は「待従」に昇進、さらに忠固は帝鑑問詰から上位の溜聞詰を望む 主流派の形成 洼田見主膳・鹿島叶・絹川平馬・伊川平八・杉生十右衛門 9月 長崎奉行に対して落とし文(落書き)	反主流派の形成 上原与市・二木勘右衛門・小笠原藏人・伊藤六郎兵衛・小宮四郎左衛門
同11年(1814)	7月 出雲にわかに帰国して再び江戸へ向け出立 9月 藩主忠固の帰国 同月末、渋田見は襲撃を受け死去 鹿島・絹川・杉生を中心とする主流派と目された者の多くが格下げされた。	2月 小笠原藏人が家老職につく 3月 伊藤六郎兵衛・上原与市を伴い江戸に出立 藩主の帰国を機会に、小宮・伊藤・小笠原の三家老は主流派の鹿島・渋田見・絹川を退けるように諫言し、排斥を図ろうとしたが成功しなかった。そこで渋田見だけを中老格にして、他の3人を退けさせることにさせた。 二木勘右衛門は家老職、伊藤勘解由は御用人、関口彦助は寺社奉行、上条藤太は御元メ、寛宇兵衛は普請奉行に昇格
文化12年(1815)	11月 密かに出雲帰国、16日草朝に鉄門を閉鎖して、格下げされた者を再登用し、反主流派を罷免する大肅清入事を断行した。 17日 中老など130人が登城して忠固に出雲を退けるように諫言し、忠固はその措置を彼らに委ねた。 19日出雲は蟻居を命じられた。	4家老(小宮四郎左衛門・伊藤衛守・小笠原藏人・二木勘右衛門)らおよそ80人位が筑前藩黒崎宿に出国した。 11月18日帰国し、直ちに登城
文化14年(1817)	出雲は小笠原刑部の屋敷に牢舎をつくり獄入り、鹿島・絹川は揚がり屋入りとなった。 中老の原与右衛門が家老職となる。	8月13日幕府の処罰がなされた。 忠固100日の遅塞
文政1年(1818)	9月中老職の島村十右衛門を家老職にする。	4家老は解職・遅塞、出雲の者達も処分された。
文政2年(1819)	福原七郎右衛門が家老職に任命された。 出雲の嫡男小笠原帶刀がリーダーとなる	二木勘右衛門の家督を相続した 二木左次馬がリーダーとなる 二木左次馬、家老職となる
文政3年(1820)	小笠原帶刀、家老職となる 家老の原与右衛門は罷免され、中老の小笠原刑馬・小笠原監物は蟻居・隠居 主流派が復権をはたした。	9月3日 処罰された(第38表参照)。中老の小笠原藏人は減石・隠居、伊藤六郎兵衛は減石・隠居など多くの者が処罰された。

細川家に訴え、國家静謐を図り、公儀にも相談する行動であると述べ、福岡藩領を通過したい趣旨を伝えた。この乱の経緯は複雑な様相を呈するので、ここでわかりやすくするために、参考として簡単な経過の一覧表を掲げておく（第37表参照）。

しかし、黒田藩の黒崎宿の代官はこれを止め、こうした中で、藩主忠固が御墨付（内容は出雲の閉門）を出すことでようやく決着した。一方、出雲は十七日に出奔したが、十九日に下関で捕らえられ蟄居を命じられた。こうして小宮ら四家老の反主流派は出雲らの主流派の排斥に成功した。

この間、反主流派である小笠原藤助（御用人）・辻加左衛門（馬廻）の兩人は肥後熊本に十一月二十一日に着き、同月二十八日に出发している（小倉騒動手紙・永青文庫一四一二一一九）。そして、別便で四家老より熊本藩の溝口藏人（のち、文政八年同藩「老中」に就任、永青文庫「本藩年表」）に宛て、書状が出されている（前同「手紙」）。

当秋、大膳太夫様（藩主、小笠原忠固）御帰城の上、御改の義も有之（中略）小笠原出雲儀江戸より罷帰り、如何申上候や、別段の取計をするようになり、御家中一統、またまた居あい悪くなり、眼前騒動にもおよぶようになつてしまつたが、拙者どもの意見が上層部に取り上げられなくなり、是非なくその御地へ罷越、御旧縁のあることから取り治め方を、越中守様（熊



第21図 文化の変に関する書簡
(文化11年「小倉騒動手紙」7通「永青文庫」14・12・29)

本藩主へ相伺い可申存念（中略）右の次第申し上げるため、小笠原藤助ならびに辻加右衛門を貴方様に遣わすので、御承知下され候上、御取持をもつて越中守様御目通りをも被仰付候ハ、拙者共において

有難次第本望の至り奉存候（下略）

この変はやがて幕府に知れるところとなり、翌文化十二年（一八一五）八月に処置がなされた。藩主忠固は「思慮なき取計らい」として一〇〇日の逼塞^{ひっそく}、四家老に「軽率な振る舞い」として解職・蟄居、出国の者たちには相応の罰が申し渡された。秋月藩では「小倉隣国に付、御城受取可被蒙仰と内々専手当いたしたる」（吉田澹軒漫録）と予想していたが、「先祖御筋目を以御宥免」との幕府の沙汰で改易^{かえき}（取り潰し）は免れた。

文化の変の終息

幕府の処置によって、決着のついたかに見えた家臣団の分裂は再燃して、文政元年（一八一八）白組は出雲の嫡男小笠原利刀をリーダーとし、黒組（反主流派）は二木勘右衛門の家督を相続した二木左次馬をリーダーとして対立した。「御城下甚だ騒がし」（戊午騒動記）『小倉市誌』上巻八二ページ）の情勢と

第38表 文化の変の処罰者一覧

人名	罪状	処罰
上原与市	この度の事件の張本人、烽火をあげるよう手に指示し、その他の悪事を働いた	火罪
早見新助	渋田見彦左衛門を暗殺	獄門
御草履取繁七	小笠原隼人の指図にて石見国へ銀談	獄門
早見順助	御証文役相勤め、数多くの悪事	首打
大里町鍵屋弥四郎	石見国へ銀談・京都へ内訴	
木屋十兵衛	悪党に加担し、呪咀などを取り扱う	
広寿山料理人鶴田幸八	与市の指図にて烽火をあげた	
二木左治馬	悪党第一の人物	
小笠原東助	渋田見彦左衛門を暗殺	牢内で死罪
小笠原隼人	石見へ銀談・京都へ内訴	

『中村維良日記』から

なり、再び確執が表沙汰になった。翌二年に小笠原帶刀・二木左次馬がともに家老職に就くや、反主流派で占められていた藩権力の中枢の人事は刷新され、主流派である白組が復権した。翌三年には前述の渋田見氏の襲撃の犯人が挙がり、また足立山の狼煙騒動の犯人も捕まつた。こうして反主流派は次々と処罰され（第38表参照）、そのほかに黒組にくみしていた者の多くが減知や蟄居・隠居を命じられて肅清された。表面上は藩内は静謐になつたが、両者の間の溝はさらに深い亀裂を生じさせ、抜きさしならない不信を生んだのである。

(二) 宇島築港事業

杉生十右衛門貞則

前述の「戊午騒動記」は、杉生十右衛門貞則の立場で書かれたものである。杉生は、郡政において多くの業績を残した人物である。「大甘の後に杉生貞則あり。此の二人は小倉藩に於ける大事業家と言はざるべからず」（『小倉市誌』下巻四九八ページ）といわれる人でもある。

杉生は文化の変では渦中にいた人物でもあつた。文化六年（一八〇九）に普請奉行の職にあつて、船奉行も兼任した。そして、藩主忠固が朝鮮使節応接のため対馬に渡海する大船（一七〇〇石、相生丸）を建造した。また、第39表に見られるような業績を残した。

ところが、文化の変では白組とみなされていたため、文化十一年（一八一四）に一時反主流派（黒組）が実権を握ると、罷免・謹慎を命じられた。やがて文政二年（一八一九）には、支藩新田藩（小笠原近江守貞温、当時幕閣で若年寄）の家老職で復帰し、この変が翌三年に反主流派の处罚によって終わつた後には郡代に就任し

た。彼の事業のうち最も大きなものは宇島築港である。

宇島築港

現在の山国川の河口の三角州にある小祝は、旧地名を小今井といつていて。この地名の謂は京都郡今井村の出家となっていたことにある。中津藩領域の中にある小倉藩の飛び地である。宗門改めなどは、今井村の管理下にあつた。もともと、この小今井は現山国川の対岸の地、高浜と陸続きであつたが、寛文九年（一六六九）の洪水によって、この間に新しく川筋（新川、山国川）が生じた。こうして、完全に高浜と、小今井は切り離されたが、両地ともに今井の住民（漁民）が移り住んで開発した土地であつた。中津城とその城下町に近接し、河口にあつて漁場にも恵まれていたので、中津藩との間で領地替えの論争が絶えなかつた。一度は、中津領の土佐井村との交換がなされたが、二代藩主忠雄の時、中津藩と交渉して小倉藩の飛び地とした。そして、この小今井は地理的な条件から漁村としてのみならず、遠隔地交易の拠点港として栄えるようになった。そして子祝と通称されるようになつてきた。小倉藩は幕府の許可をえて元禄十四年（一七〇二）に「小祝」と改称した。ところが、この小祝・高浜をめぐつて、中津藩と小倉藩との間でしばしば論

第39表 杉生十右衛門の業績

役職	業績
普請奉行	御城の居間・舞台の屋根を銅瓦葺きに 檜書院の間、御書方役所、大目付部屋などの屋根を瓦葺きに 思永斎・武芸場の草葺きを瓦屋根に 大隆寺・成願寺・祇園社の草葺きの建物を銅瓦に 広寿山の禅堂などの草葺きを瓦屋根に
	城下町の外郭の板塀を4キートルにわたって土塀に 市中を貫通する東西の道路わきの側溝を切り石の溝ぶたに 紫川の大橋の橋柱を木材から石柱に 中嶋の不毛の地を、7~8町余の新田に
	宇島築港（文政4~文政11）
	仲津郡の今川を舟運航路に開発（文政5~6）
	田川郡から仲津郡に至る立石峠の難所を開く（文政6）
郡代	極貧の百姓への子育て養育費を出す

『小倉市誌』下巻、『門司郷土叢書』から

地が起り、最終的に解決するのは慶応三年（一八六七）になつてからである。また

小祝の繁栄から、小祝浦漁民・商人と中津城下町の商人たちとの経済摩擦も生じていたのである。その繁栄ぶりは幕末期のものであるが第40表のようになつていて。

文政三年（一八二〇）、中津藩主奥平昌高は小倉藩主忠固に小祝浦の替え地を直書をもつて申し入れた。そこで忠固は帰国して、重臣を集めて評議した。この重臣の中に、郡代の杉生も加わり、次のような献策をした。忠固の意向は、中津藩主の申し入れの替え地を回避することであった。

杉生の献策は、①中津藩の提示している小祝の交換地の直江村などは小倉藩にすれば藩域が一円になり利益になる、②新田藩の近くに新地を築いて、小祝浦の者を移し、また船繫ぎ場をつくれば、避難港としても有効となるというものであった。既に、文化十四年（一八一七）には八屋・沓川両浦間に繫船場として、藩費で工事を着工していた。こうして、内々に手がけていた築港と中心として小祝浦の漁民の移転を考えたのである。こうして、この案が受け入れられ、中津藩の替え地申し入れを回避したのである。

そしてすぐさま、藩は郡代杉生に命じて築港計画の絵図面を作成させ、文政三年八月幕府に請願書を提出した。

この計画の着工が、翌四年に幕府より許可された。このための工事の役所が設けられ、杉生郡代を総指揮として郡方役人中心の三三人の構成員が仕事を分担した。文政四年四月に着工、総工費九七二貫余と見積も

第40表 小祝浦の繁栄
(文政2年=1819)
『豊前市史』上巻889ページ

家数	430軒
人口	2300余人
船数	97艘

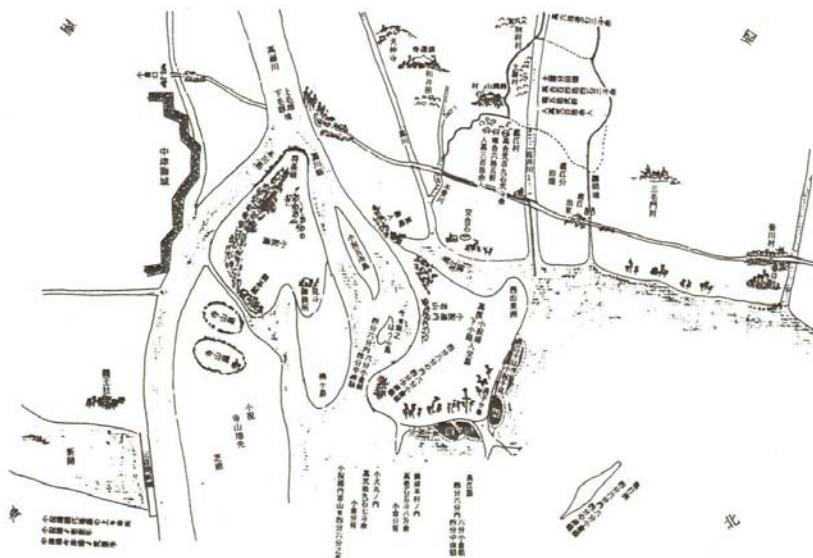
り、領民から五ヵ年賦一五九貫目、領内富豪から一〇三貫余、郡土蔵から七一〇貫余の割合で出資することにした。

工事は赤熊村の海岸で始められ、役所の建築、ついで小祝の漁民の移転、家屋の建設が進んだ。その一方で、領内に資材の供出の命令を出し、特に松の木の伐り出しを命じた。

工事用の造船のため安芸（広島県）からは、船大工を雇い大小合わせて三十数艘の舟をつくつた。石工も雇い入れて工事は着実に進ん



第22図 宇島築港顕彰碑



小祝浦の絵図（復原図）
（『豊津藩歴史と風土』第3輯）

だ。文政八年（一八二五）五月に三波止工事は完成した。工夫は六郡二九手、永の出夫一六万八〇〇〇人、雇い立て人夫五万五〇〇〇人の見込み、水面反別九万六五〇〇坪、工費予算銀二万四〇五〇貫におよんだ。そ

して、さらに文政十一年（一八二八）には町割り、道路などの整備が終わり、宇島築港の竣工式をあげた。

しかし、この完成年の夏には有名な文政十一年の台風が吹き荒れるのである。中波止の一部が崩壊する甚大な被害にあつた。以後、何度も被害に遭いながらも修復しつつ、在郷町として発達し、著名な万屋をはじめとする富商が台頭するようになる。特に弘化年間（一八四四—四八）から万屋と日田商人との関係が生じるなど、また日田幕領の農村から蔵の設置を申し入れられるなど大きな経済圏を形成するに至るまでになつた（第22図参照）（参考文献『築上郡志』『豊前市史』上巻）。

（三）農村の疲弊の深化と対策

農村の疲弊の進化

小倉藩寛政の改革での農村保護政策は、実際はどうであつたのだろうか。犬甘兵庫の失脚が享和三年（一八〇三）であるから、その二年後の文化一年（一八〇五）正月、京都郡の郡役人である岸本五兵衛の「京都郡御下米歎願書扣」（『福岡県史』第三卷下冊三六九—三七二ページ）がある。それによれば、郡の疲弊は三十年この方、すなわち明和（一七六四—三七一）・安永（一七七二—一八一）両年間からと記されている。また、八〇町余の無土弁えをもつ郡でもあった。寛政六年（一七九四）には農民の諸押借を貸店（藩が貸した米や札などを取り立てないこと）にした。寛政八年には凶作のために小百姓が多く離散した。特に久保（現勝山町・行橋市）や延永手永（現苅田町・行橋市）の状態が非常にひどかつたので、翌年か

ら勘合米を出して救済に乗りだした。それでも一向に状態が改善できないので寛政十二年（一八〇〇）に莫大の拝借銀が下されたので、新百姓の仕据えを図り、荒れ地・無主地の主付けを終えることが出来た。ところが、寛政九年に出されていた勘合米（五五〇石）を召し上げようとしたので百姓の間で不安が生じている。むしろ八〇〇石の勘合米を下すべきだと主張し、五五〇石の勘合米をそのままとし、残り一五〇石をもつて人不足の解消策の費用とするように主張している。このように寛政期の農村の困窮は一向に回復しているどころかむしろ悪化さえしている。

文化十五年（文政元年＝一八一八）の「寅日記」（国作手永大庄屋文書、「豊津藩歴史と風土」第三輯二五三ページ）四月二十二日の条に「羽禰木村・福富村・下原村、右三ヶ村の義ハ、仲津郡亡村四十五ヶ村之内ニ而も、格別之難儀村ニ而、年々莫太の御勘合米被仰付候而も、御上納皆済得仕不申、仕詰ニ至候而ハ年々余分未進米相立、無拠種々心遣仕、庄屋共役料毎迄も村方不足ニ差立、御年貢上納仕候故、両三年と不相勤、退役仕候（後略）」（国作手永大庄屋文書「寅日記」「豊津藩歴史と風土」第三輯二五三ページ）と、仲津郡には亡村四五カ村、そのうち最も「難儀」の村が三カ村あり、莫大の勘合米をもらって何とか百姓經營（村の經營）が成り立つてゐる有様と、かつ庄屋の役料を注いで年貢収納のやりくりをしているため、庄屋のなり手がいない状態を報告している。「亡村四拾五ヶ村」は、延享三年次（小笠原文庫「豊前国小倉領郷村高辻帳」「豊津藩歴史と風土」第一輯二一～四五ページ）の仲津郡全村数六六カ村、明治二年次（北九州市立中央図書館「豊前国田川郡・京都郡・仲津郡・築城郡・上毛郡之内村高書付香春藩」「豊津藩歴史と風土」第一輯四六～六五ページ）では七四カ村だから、優に全村の半数を超える村が荒廃している状況を伝えていふことになる。

状況は田川郡も同じであった。同郡は寛政五年（一七九三）—享和二年（一八〇二）の一〇年間惣定免が実施され、その年あけの享和三年の春には百姓たちが拝借を願い、小倉表に出訴して郡中騒然となつた。さらに、「並々之百姓は不及申古来より取続候高持百姓（中略）数百軒滅亡：地味相衰候間上田茂下田ニ位を落し御郡中衰微之基と罷成申候」という古くからの高持百姓などをふくむ平百姓たちが田畠・家屋を売り払う境遇に陥つて数百軒の潰れ百姓が生じ、かつ田川郡が衰微の基となつた。また、文化十四年（一八一七）には潰れ百姓が数十軒出た。さらに未進米（年貢不能）が一〇〇〇石余りに達したため、一〇〇〇石の下げ米を願い出ているが受け入れられていない（添田中村家文書「歲々公私至要録」七隈史料叢書六「小倉藩田川郡添田手永大庄屋記録集」二四九—二五二ページ）。

仲津郡の上記の状態に対し、藩が行つた対策は文化四年（一八〇七）から大麦一二〇石、小麦八〇石ずつを「御仕入」として救済策として実施し、文化十三年（一八一六）までの一〇年間にわたつて継続した。これによつて当面を凌いでいるので、引き続いて今後も継続を要求している。

村役人などの窮状も他の郡でも同様であつた。天保三・四年（一八三一・三三）ごろから、企救郡の下曾根村は農民たちの騒動が絶えなかつた。同五年秋の年貢収納に励んでいた庄屋が出奔し、やがて不審死を遂げるという事件が起つた。天保九年（一八三八）には築城郡椎田手永では大庄屋の椎田甚右衛門が出奔している。天保十三年（一八四二）には田川郡襦手永大庄屋の襦古左衛門は借財精算の見通しが立たず倒産した（『田川市史』上巻七二四—七二五ページ参照）。

年代は前後するが、天保七年（一八三六）に農民の窮状をみた筋奉行の延塚卯右衛門は郡方役所の役人と

意見を異にし、独断で三〇〇石余の年貢引きをして自害したとされる事件が起きている。このように上層農民の苦境のみならず、次に述べるように下層の農民たちはさらに一步すんで訴え、逃散・騒動を起こす事件（「村方騒動」という）を起こすようになり、かつ恒常に続発するようになった。

農民一揆として一般に早くから知られたものは慶応二年（一八六六）八月一日と二日に起こった「打ち毀し」と「文化の百姓一揆」であろう（文画堂『福岡県の歴史』昭和三十一年版）。また、『福岡縣史料叢書』第八輯（昭和二十四年）・『福岡縣史』第三卷下冊（昭和四十年）・『豊前叢書』（昭和四十二年）などでは詳しく紹介されるようになつた。このうち、前者の「文化の百姓一揆」については、その原本が「彦夢物語」という史料に拠つており、大甘兵庫の悪評を強調・補強に用いる取り上げられ方をしており、事件そのものは否定できないものの内容的には疑問点が非常に多い。ともあれ、企救郡の永野村の百姓全員が筑前遠賀郡香月村に逃散したという内容である。また、後者の「打ち毀し」は企救・田川両郡を除く四郡で発生した（『福岡縣史料叢書』第八輯に詳しい）。ついでに断つておくと、明治二年に企救郡、明治四年には田川郡で一揆が発生した。現在のところ、多くの市町村史誌の発刊がすすみにしたがつて、百姓一揆に関する事例が多く報告されるようになつたので、かつてのようない小倉藩は一揆の少ない藩であつたとする見解は通用しなくなつてゐる。主なものを第41表に掲げて置こう。

荒廃からの復興策

人口減少には自然的・社会的なものがあるが、当時の小倉藩の人口減少は飢饉・凶作などによつて餓死することからくる自然的減少というよりは、欠落などによる社会的な要因によるものが大きく作用していると考えられる。人口減少はとどのつまりは労働力不足を意味するか

第41表 主な村方騒動

年代	西暦	で き ご と
享和3	1803	惣定免あけの田川郡の百姓たちが小倉城下に出訴
文化5	1808	企救郡長野村の百姓、筑前領に逃散
10	1813	田川郡上伊田村で騒動が発生
文政8	1825	企救郡到津村の勘合米をめぐる訴訟 田川郡伊原村での「百姓不折合」 同郡中元寺村で百姓と庄屋との公事 同郡野田村で百姓と庄屋との公事 同郡神崎村での百姓が筑前領に出奔し、日田へ赴く 金田村の百姓、頼母子講につき草場番所へ訴え
10	1827	田川郡今任・桑原両村の百姓が小倉へ出訴
12	1829	同郡糸田村で、農民が騒動をおこす
天保1	1830	企救郡上曾根村の村民借財の支払い停止（1年間）を要求
2	1831	企救郡津田手永今村と片野手永で「庄屋代」問題が発生 田川郡上糸田村で村民の騒動
3	1832	田川郡白土村の百姓ら出米の件で方頭を訴える
4	1833	企救郡上曾根村の村民押借米を要求 同郡下曾根村の難渋百姓騒動 仲津郡津留村の村民が筋奉行に訴えるため出村
5	1834	田川郡宮床村で公事
6	1835	田川郡福村の農民が日田と小倉に出訴のために出村 金田・猪膝両手永で農民が騒動を起こした
7	1836	小倉城下町で町人が騒動を起こす 企救郡下長野村の村民が騒動を起こす 同郡中曾根村の村民が出訴
8	1837	田川郡糸田村の百姓騒動
9	1838	上毛郡で「連合逃散事件」が起きる 企救郡上貫村の百姓が庄屋を吟味役に訴える 同郡中・下貫村の村民が勘合米を要求する 同郡中貫村の百姓が庄屋の不正を訴える
弘化1	1844	企救郡上長野村の百姓、庄屋の就任を拒否
嘉永2	1849	企救郡上長野村の難渋百姓が借金はかを一ヵ年取立中止を要求 同郡上貫村へ同じ内容の要求が伝播
3	1850	仲津郡国分村で年貢収納をめぐり村方不折合 田川郡田原村の百姓が小倉へ出訴 同郡糸田村も同上
6	1853	企救郡下貫村の百姓宮田米の件で公事
安政1	1854	企救郡津田村の村民、昨年以來騒動 同郡下曾根村の百姓が押借米を要求 同郡東朽網村同上 新田藩の吉木村以下四ヶ村の百姓全員が訴え、35人ほど小倉へ向け出村 上毛郡赤熊村の者30人余も出村、郡代に越訴
2	1855	田川郡弓削田村の百姓、押借を願い小倉へ出村

(『田川市史』上巻、『北九州市史』近世編、『豊前市史』上巻など)

ら、農業の再生産に必要な労働者を増加させるほかに根本的な方法はない。藩は人口増加策や新百姓の取り立て策による耕作人確保を寛政期以降に中・長期的な政策の基本とせざるを得なくなつてきていた。

文政八年、

御郡中之者共子供多候所より自然と困窮仕難渋仕候ニ付、無拠流產等仕候者も可有御座哉（中略）未八月御触出被仰付奉畏候（中略）格別難渋之者共、其子共七才迄夫々御扶持方御手当可被仰付

（長井手永大庄屋文書「文政八年酉日記」十月十一日の条）

難渋者の子供に対する養育費の支給を触れている。これは多くの藩で行われている「子育て仕法」の類と考えてよく、その運用面は詳細に出来ないが実施されていたことは第42表を見れば分かる。なお、この支給は安政四年（一八五七）に中止された（『豊前市史』上巻七五七ページ）。

幕府は育児能力の無い者の赤子の養育費金一両を第二子から支給した（津田秀夫「寛政の改革」前「岩波講座日本歴史」近世四）。筑前藩では既に同様の仕法を寛政九年（一七九七）に始めていた。当藩の場合、まず流産禁止令を出し、そして育児料として米八斗を支給するようにした。

文政六年に「六郡御根付料御用銀御撫育仕法」という大がかりな復興策

第42表 扶持米支給対象者

年代	郡名	田川	京都	仲津	築城	上毛	合計	男	女
天保 6 (1835)		2	15	6	4	6	33	18	15
天保 11 (1840)		2	23	7	6	6	44	23	20
天保 13 (1842)		3	20	9	7	7	46	25	21
弘化 1 (1844)		3	21	8	7	6	45	24	21

（六角家文書「公私諸用録」）

を講じた（『勢島文書』八五 北九州歴史博物館藏）。

一、銀百六拾貫目

内式拾貫目

御表

内式拾貫目

御郡土藏

内式拾貫目

企救郡

内式拾貫目

田川郡

内式拾貫目

京都郡

内式拾貫目

仲津郡

内式拾貫目

築城郡

内式拾貫目

上毛郡

メ

という内容の無尽仕立てで撫育銀を生み出そうとした。そして「右之銀子毎春御根付料其外御郡々無
(稱の植付の諸費用)

拠入用筋之儀者一統評議の上員數相定貸渡可申事」とあって、根付料や不慮の入用などに貸し付けるようにして置いて、その目的も明確である。管轄は六郡の筋奉行が行い、貸借関係の出納算用は当番の大庄屋一人が勤めるようにする。貸し付けは筋奉行と大庄屋の相談の上で決定するなどの仕法がたてられた。六郡の筋奉行と代官、六郡大庄屋が連名し、その後に「徳人え御達之事」とあって、徳人たちにこの無尽への出金を要請している。この趣意書には筋奉行印の後に、添え書きして家老印が捺印された。趣意書での割り当て銀額

は、同じ総額であるが、「御表」と「御郡土蔵」分ではなく、六郡で割り当てられてあつた。藩側のこの施策は最初の見込みは六郡の徳人たちのみに頼ろうとして行われた模様だが、結局は藩庫と郡土蔵の出銀で可能になつたとも言えるが、藩側の意気込みは伝わる。

元来、郡土蔵の役割の一つには「右米銀ハ各郡亡^レ村農作ニ差支ノ貧民ヘ附与、又ハ貸附等に支払、或ハ凶年手当ニ宛シモノナリト云フ」（「旧租要略」（二）「県資」第九輯七〇二ページ）といった大きな側面がある。それも限界にきていることを示しているにほかならない。そのうえで、この施策を講じて農村の立て直しを図ろうとしたものと言えよう。

七 天保期の政策

（一）農村政策

郷村改め 天保三年（一八三二）三月、幕府の命令に基づいて、郷村改めが触れ出された。一郡一帳にして差し出すよう命令された。その時のものとして、次に示す第43表は小倉藩内全体を集録したものとして残存しているが、その信憑性は現在のところ疑問が多い。これについて、田川郡の大庄屋が五万四二一五九石三斗五升五勺と書き出している（六角家文書・添田中村家文書—七隈史料叢書六「小倉藩田川郡添田手永大庄屋記録集」）。この表と比較すると一六一〇石余も少ない。このことから、疑問は次の二つの点が考